

小鹿野町と埼玉県立小鹿野高等学校との包括連携に関する協定書

小鹿野町と埼玉県立小鹿野高等学校（以下「両者」という。）は、地域社会の発展に資するため、様々な分野における相互連携に取り組むものとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者の密接な連携と協力により、双方の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) まちづくり及び地域活性化に関する事項
- (2) 社会福祉及び地域の安心・安全に関する事項
- (3) 教育、文化、スポーツ及び生涯学習に関する事項
- (4) 産業及び観光の振興に関する事項
- (5) 自然・環境の保全に関する事項
- (6) 人材育成に関する事項
- (7) 特色ある高校教育に関する事項
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な分野に関する事項

2 両者は、連携・協力事項の具現化を図るため、必要がある場合には、特定の事項に関する検討組織を設けることができる。

（連絡調整窓口）

第3条 両者が前条に掲げる事項を効果的かつ円滑に推進するため、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（変更）

第4条 両者のいずれかから、本協定の内容について変更の申し出があったときは、その都度協議を行うものとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに両者のいずれかからも申し出のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 本協定に基づき、両者が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び内容に関して疑義が生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月10日

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町

小鹿野町長 森 真太郎

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野962番地1
埼玉県立小鹿野高等学校

校長 浅見和義